

## 1 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

### (1) 身体拘束等の原則禁止

身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。特定非営利活動法人あんずでは「利用者の人権尊重」と「福祉サービスの向上」の基本理念に基づき、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を原則として実施しません。

### (2) 身体拘束等に該当する具体的な行為

具体的には、次のような行為が該当すると考えられます。

- 車いすやベッド等に縛り付ける。
- 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 2 身体拘束等発生時の対応

### (1) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があります。

#### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

#### ② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

#### ③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

### (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手続きを経て組織として慎重に判断したうえで実施します。

#### ① 個別支援会議等での決定

管理者、サービス管理責任者、担当生活支援員、虐待防止マネージャー、看護職員が出席して検討します。個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

#### ② 利用者及び家族への説明

個別支援計画の内容を利用者本人や家族に十分に説明し、「身体拘束に関する同意書」（別紙1）を作成します。

### ③ 身体拘束の実施と記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項「身体拘束記録簿」（別紙2）に記録します。

### ④ 身体拘束解除の検討

身体拘束の継続中は、利用者の状態を定期的に観察し、一時的に拘束を解除して様子を見るなどの対応をとり、「身体拘束に関する経過観察・再検討記録」（別紙3）に記載します。要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。

## 3 身体拘束等適正化委員会

### (1) 身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

特定非営利活動法人あんに、身体拘束等適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上、原則として虐待防止委員会と同時に開催します。

### (2) 構成員と役割

委員会の構成員と役割は、次のとおりとします。

- ① 委員長 管理者（責任者として委員会を開催）
- ② 委員 サビ管 及び虐待防止マネージャー（身体拘束等適正化担当者）
- ③ 特別委員 外部の専門的知識を有する者（必要に応じて出席し助言・指導）

### (3) 記録と職員への周知

協議結果を記録するとともに、職員に周知します。

## 4 職員研修

利用者の支援に関わる全ての職員に対して、新規採用時のほか、定期的に（年1回以上）身体拘束等の適正化に関する研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）、を記載した記録を作成します。

## 5 身体拘束等に関する報告

身体拘束等の実施状況や利用者の状況を委員会に報告し、3要件の確認や、身体拘束等の減少・解除に向けた検討を行います。

## 6 利用者等に対する本指針の閲覧

この指針を電子掲示板に掲載し、全ての職員の閲覧を可能とするほか、利用者及びその家族が閲覧できるように、ホームページに掲載します。

## 7 その他身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等を行う必要がなくなるよう、日常的に次のことに取り組みます。

- (1) 利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重します。
- (2) 利用者の心身の状況や行動特性に応じた、適切な支援の提供に努めます。
- (3) 強度行動障害に対する理解を深め、支援の専門性を高めます。